

Q001

労働安全衛生法の基本

○ ×

労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としている。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

労働安全衛生法は、労働災害防止と安全・健康の確保を目的とする。

要点：労働安全衛生法の基本

Q002

労働安全衛生法の基本

○ ×

労働安全衛生法は、労働者の健康確保とは無関係である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

労働安全衛生法は、労働災害防止と安全・健康の確保を目的とする。

要点：労働安全衛生法の基本

Q003

労働安全衛生法の基本

○ ×

労働安全衛生法は、快適な職場環境の形成促進にも関係する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

労働安全衛生法は、快適な職場環境の形成促進も目的に含む。

要点：労働安全衛生法の基本

Q004

労働安全衛生法の基本

○ ×

労働安全衛生法では、快適な職場環境の形成は一切考慮されない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

労働安全衛生法は、快適な職場環境の形成促進も目的に含む。

要点：労働安全衛生法の基本

Q005

事業者の責務

○ ×

事業者は、労働災害防止のため必要な措置を講じる責務を負う。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

安全衛生管理では、事業者が必要な措置を講じることが基本である。

要点：事業者の責務

Q006

事業者の責務

○ ×

事業者は、労働災害防止措置をすべて労働者個人の判断に任せればよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

安全衛生管理では、事業者が必要な措置を講じることが基本である。

要点：事業者の責務

Q007

労働者の責務

○ ×

労働者は、事業者が講ずる労働災害防止措置に協力する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

労働者にも安全衛生上の措置に協力する責務がある。

要点：労働者の責務

Q008

労働者の責務

○ ×

労働者は、保護具の使用指示を常に自由に無視できる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

労働者にも安全衛生上の措置に協力する責務がある。

要点：労働者の責務

Q009

法令体系

○ ×

労働安全衛生に関する規制には、法律、政令、省令、告示、指針などが関係する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

労働安全衛生規則は、労働安全衛生法に基づく省令である。

要点：法令体系

Q010

法令体系

○ ×

労働安全衛生規則は、労働安全衛生法と無関係な民間基準である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

労働安全衛生規則は、労働安全衛生法に基づく省令である。

要点：法令体系

Q011

安全衛生教育

○ ×

労働者を雇い入れたときは、作業に必要な安全衛生教育を行う必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

雇入れ時には、作業内容に応じた安全衛生教育が求められる。

要点：安全衛生教育

Q012

安全衛生教育

○ ×

雇入れ時の安全衛生教育は、どのような作業でも一切不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

雇入れ時には、作業内容に応じた安全衛生教育が求められる。

要点：安全衛生教育

Q013

安全衛生教育

○ ×

作業内容を変更したときにも、安全衛生教育が必要となることがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

作業内容変更時には、新しい作業に応じた教育が重要である。

要点：安全衛生教育

Q014

安全衛生教育

○ ×

作業内容を変更しても、新たな危険有害性について教育する必要はない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

作業内容変更時には、新しい作業に応じた教育が重要である。

要点：安全衛生教育

Q015

特別教育

○ ×

危険有害な一定の業務に労働者を就かせる場合、特別教育が必要となるものがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

法令で定める危険有害業務では特別教育が必要となる。

要点：特別教育

関係法令

Q016

特別教育

○ ×

危険有害業務でも、本人が希望すれば特別教育を省略できる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

法令で定める危険有害業務では特別教育が必要となる。

要点：特別教育

Q017

就業制限

○ ×

一定の危険有害な業務では、資格や技能講習修了などの要件が必要となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

危険有害業務の一部には就業制限がある。

要点：就業制限

Q018

就業制限

○ ×

就業制限業務は、誰でも無条件に従事できる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

危険有害業務の一部には就業制限がある。

要点：就業制限

Q019

安全衛生管理

○ ×

安全衛生管理は、事業場の規模や作業内容を踏まえて行う必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

衛生管理は、事業場ごとの実態に応じて行う必要がある。

要点：安全衛生管理

Q020

安全衛生管理

○ ×

本社の方針だけ決めれば、各事業場の実態確認は不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

衛生管理は、事業場ごとの実態に応じて行う必要がある。

要点：安全衛生管理

Q021

作業環境

○ ×

事業者は、労働者の健康障害を防止するため、必要な作業環境上の措置を講じる必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

苦情の有無にかかわらず、健康障害防止措置が必要である。

要点：作業環境

Q022

作業環境

○ ×

作業環境の改善は、労働者から苦情が出た場合だけ行えばよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

苦情の有無にかかわらず、健康障害防止措置が必要である。

要点：作業環境

Q023

安全衛生教育

○ ×

安全衛生教育では、異常時や緊急時の対応も理解させることが重要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

異常時の退避、通報、応急処置も重要な教育内容である。

要点：安全衛生教育

Q024

安全衛生教育

○ ×

安全衛生教育では、通常作業だけ教えれば緊急時対応は不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

異常時の退避、通報、応急処置も重要な教育内容である。

要点：安全衛生教育

Q025

周知

○ ×

安全衛生に関する一定の事項は、労働者に周知することが求められる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

労働者が危険有害性や対策を理解できるよう周知が必要である。

要点：周知

Q026

周知

○ ×

安全衛生情報は、管理者だけが知っていれば労働者に知らせる必要はない。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：×

労働者が危険有害性や対策を理解できるよう周知が必要である。

要点：周知

Q027

記録保存

○ ×

安全衛生に関する記録には、法令上保存期間が定められているものがある。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：○

健康診断個人票など、保存期間が定められた記録がある。

要点：記録保存

Q028

記録保存

○ ×

安全衛生関係の記録は、作成日にすべて廃棄してよい。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：×

健康診断個人票など、保存期間が定められた記録がある。

要点：記録保存

Q029

罰則

○ ×

労働安全衛生法令には、違反した場合の罰則が定められているものがある。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：○

義務違反に対して罰則が定められている場合がある。

要点：罰則

Q030

罰則

○ ×

労働安全衛生法令には、どのような違反にも罰則は一切ない。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：×

義務違反に対して罰則が定められている場合がある。

要点：罰則

Q031

衛生管理者

○ ×

常時50人以上の労働者を使用する事業場では、原則として衛生管理者を選任する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

衛生管理者の選任義務は、常時使用する労働者数などにより定められる。

要点：衛生管理者

Q032

衛生管理者

○ ×

衛生管理者は、労働者数に関係なくすべての事業場で必ず選任する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

衛生管理者の選任義務は、常時使用する労働者数などにより定められる。

要点：衛生管理者

Q033

衛生管理者

○ ×

衛生管理者は、衛生に係る技術的事項を管理する役割を持つ。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

衛生管理者は、健康障害防止など衛生に関する技術的事項を管理する。

要点：衛生管理者

Q034

衛生管理者

○ ×

衛生管理者は、人事評価だけを担当する役職である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

衛生管理者は、健康障害防止など衛生に関する技術的事項を管理する。

要点：衛生管理者

Q035

衛生管理者

○ ×

衛生管理者を選任すべき事由が発生した場合、一定期間内に選任する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

選任すべき事由が生じた場合、法令上の期限内に選任する必要がある。

要点：衛生管理者

Q036

衛生管理者

○ ×

衛生管理者は、必要になってから何年後に選任しても差し支えない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

選任すべき事由が生じた場合、法令上の期限内に選任する必要がある。

要点：衛生管理者

Q037

衛生管理者

○ ×

衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視することとされている。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

衛生管理者には、少なくとも毎週1回の作業場等の巡視が求められる。

要点：衛生管理者

Q038

衛生管理者

○ ×

衛生管理者の巡視は、年1回実施すれば法令上十分である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

衛生管理者には、少なくとも毎週1回の作業場等の巡視が求められる。

要点：衛生管理者

Q039

第一種衛生管理者

○ ×

第一種衛生管理者免許は、第二種より有害業務を含む事業場で対応できる範囲が広い。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

第一種は有害業務を含む業種への対応範囲が第二種より広い。

要点：第一種衛生管理者

Q040

第一種衛生管理者

○ ×

第二種衛生管理者免許は、有害業務を含むすべての業種で衛生管理者になれる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

第一種は有害業務を含む業種への対応範囲が第二種より広い。

要点：第一種衛生管理者

関係法令

Q041

衛生推進者

○ ×

常時10人以上50人未満の一定の事業場では、衛生推進者等の選任が必要となる。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：○

小規模事業場でも規模や業種に応じて衛生推進者等の選任が必要となる。

要点：衛生推進者

Q042

衛生推進者

○ ×

労働者が10人以上50人未満の事業場では、衛生に関する担当者を一切置く必要はない。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：×

小規模事業場でも規模や業種に応じて衛生推進者等の選任が必要となる。

要点：衛生推進者

Q043

産業医

○ ×

常時50人以上の労働者を使用する事業場では、原則として産業医を選任する必要がある。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：○

産業医は医師であり、一定規模以上の事業場で選任が求められる。

要点：産業医

Q044

産業医

○ ×

産業医は、衛生管理者免許があれば医師でなくても選任できる。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：×

産業医は医師であり、一定規模以上の事業場で選任が求められる。

要点：産業医

Q045

産業医

○ ×

産業医は、労働者の健康管理について医学的立場から助言や指導を行う。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：○

産業医は予防、健康管理、面接指導、職場環境改善に関与する。

要点：産業医

Q046

産業医

○ ×

産業医の職務は、病気になった労働者の治療だけに限られる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

産業医は予防、健康管理、面接指導、職場環境改善に関与する。

要点：産業医

Q047

産業医

○ ×

産業医は、労働者の健康確保のため必要があると認めるとき、事業者へ勧告できる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

産業医には、労働者の健康確保に関する勧告権限がある。

要点：産業医

Q048

産業医

○ ×

産業医は、事業者に対して健康確保に関する勧告を一切行えない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

産業医には、労働者の健康確保に関する勧告権限がある。

要点：産業医

Q049

産業医

○ ×

産業医は、作業場等の巡視を行い、健康障害防止につなげる役割を持つ。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

産業医の職場巡視は、衛生状態や作業方法を把握するために重要である。

要点：産業医

Q050

産業医

○ ×

産業医は、作業場の衛生状態を確認することが絶対に禁止されている。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

産業医の職場巡視は、衛生状態や作業方法を把握するために重要である。

要点：産業医

Q051

統括安全衛生管理者

○ ×

一定規模以上の事業場では、業種や労働者数に応じて総括安全衛生管理者の選任が必要となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

総括安全衛生管理者の選任義務は、業種や労働者数に応じて定められる。

要点：統括安全衛生管理者

Q052

統括安全衛生管理者

○ ×

総括安全衛生管理者は、どの事業場でも常時1人以上いれば必ず選任する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

総括安全衛生管理者の選任義務は、業種や労働者数に応じて定められる。

要点：統括安全衛生管理者

Q053

安全管理者

○ ×

安全管理者は、一定の業種で常時50人以上の労働者を使用する事業場などで選任が必要となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

安全管理者の選任義務は、業種や事業場規模により異なる。

要点：安全管理者

Q054

安全管理者

○ ×

安全管理者は、すべての業種で労働者1人以上なら必ず選任する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

安全管理者の選任義務は、業種や事業場規模により異なる。

要点：安全管理者

Q055

安全衛生管理体制

○ ×

事業者は、選任した安全衛生関係者が職務を行えるような必要な権限や情報を与えることが重要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

選任だけでなく、実効性のある管理体制が必要である。

要点：安全衛生管理体制

Q056

安全衛生管理体制

○ ×

安全衛生管理体制は、書類上の選任だけ整えれば現場で機能しなくてもよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

選任だけでなく、実効性のある管理体制が必要である。

要点：安全衛生管理体制

Q057

安全衛生管理体制

○ ×

衛生管理者や産業医の選任報告は、所轄労働基準監督署長への報告が必要となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

選任した場合、法令に基づく報告が必要となる。

要点：安全衛生管理体制

Q058

安全衛生管理体制

○ ×

衛生管理者を選任しても、行政への報告は一切不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

選任した場合、法令に基づく報告が必要となる。

要点：安全衛生管理体制

Q059

安全衛生管理体制

○ ×

事業者、管理監督者、衛生管理者、産業医、労働者の連携は安全衛生管理で重要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

安全衛生管理は関係者の連携が必要であり、事業者の責務は残る。

要点：安全衛生管理体制

Q060

安全衛生管理体制

○ ×

衛生管理者がいる場合、事業者は安全衛生上の責任をすべて免れる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

安全衛生管理は関係者の連携が必要であり、事業者の責務は残る。

要点：安全衛生管理体制

Q061

衛生委員会

○ ×

一定規模以上の事業場では、衛生委員会を設ける必要がある。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：○

衛生委員会は、一定規模以上の事業場で設置が求められる。

要点：衛生委員会

Q062

衛生委員会

○ ×

衛生委員会は、労働者数や事業場規模に関係なく常に不要である。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：×

衛生委員会は、一定規模以上の事業場で設置が求められる。

要点：衛生委員会

Q063

衛生委員会

○ ×

衛生委員会は、労働者の健康障害防止や健康保持増進に関する事項を調査審議する。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：○

衛生委員会では、健康障害防止や健康保持増進などを扱う。

要点：衛生委員会

Q064

衛生委員会

○ ×

衛生委員会では、労働者の健康保持増進に関する事項を扱わない。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：×

衛生委員会では、健康障害防止や健康保持増進などを扱う。

要点：衛生委員会

Q065

衛生委員会

○ ×

衛生委員会は、毎月1回以上開催するようしなければならない。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：○

衛生委員会は、定期的に行われ継続的に審議する。

要点：衛生委員会

Q066

衛生委員会

○ ×

衛生委員会は、3年に1回開催すれば法令上十分である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

衛生委員会は、定期的に開催し継続的に審議する。

要点：衛生委員会

Q067

衛生委員会

○ ×

衛生委員会の議事の概要は、労働者に周知する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

委員会の議事概要は労働者に周知する必要がある。

要点：衛生委員会

Q068

衛生委員会

○ ×

衛生委員会の議事内容は、労働者に一切知らせてはならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

委員会の議事概要は労働者に周知する必要がある。

要点：衛生委員会

Q069

安全衛生委員会

○ ×

安全委員会と衛生委員会を設けるべき事業場では、安全衛生委員会としてまとめて設けることができる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

安全衛生委員会でも、安全と衛生に関する事項を調査審議する。

要点：安全衛生委員会

Q070

安全衛生委員会

○ ×

安全衛生委員会を設けると、衛生に関する審議は不要になる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

安全衛生委員会でも、安全と衛生に関する事項を調査審議する。

要点：安全衛生委員会

Q071

職場巡視

○ ×

職場巡視は、作業環境や作業方法の問題点を把握するために重要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

実際の作業場を確認し、衛生上の問題を把握することが重要である。

要点：職場巡視

Q072

職場巡視

○ ×

職場巡視は、現場を見ず過去の記録だけ読めば十分である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

実際の作業場を確認し、衛生上の問題を把握することが重要である。

要点：職場巡視

Q073

職場巡視

○ ×

巡視で衛生上有害のおそれを認めた場合、必要な措置につなげる必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

巡視結果は改善措置や関係者への報告につなげる必要がある。

要点：職場巡視

Q074

職場巡視

○ ×

巡視で有害のおそれを見つけても、記録や報告は一切不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

巡視結果は改善措置や関係者への報告につなげる必要がある。

要点：職場巡視

Q075

労働者死傷病報告

○ ×

労働災害により労働者が死亡または休業した場合、法令に基づく報告が必要となることがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

死亡や休業を伴う労働災害では、法令に基づく報告が必要となる。

要点：労働者死傷病報告

Q076

労働者死傷病報告

○ ×

労働災害で死亡者が出ても、社内では処理すれば行政への報告は不要である。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答： ×

死亡や休業を伴う労働災害では、法令に基づく報告が必要となる。

要点：労働者死傷病報告

Q077

定期健康診断結果報告

○ ×

常時50人以上の労働者を使用する事業場では、定期健康診断結果報告書の提出が必要となる。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答： ○

一定規模以上の事業場では定期健康診断結果の報告が必要である。

要点：定期健康診断結果報告

Q078

定期健康診断結果報告

○ ×

常時50人以上の事業場でも、定期健康診断結果報告書は提出不要である。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答： ×

一定規模以上の事業場では定期健康診断結果の報告が必要である。

要点：定期健康診断結果報告

Q079

電子申請

○ ×

労働安全衛生関係の一部手続では、電子申請が原則義務化されているものがある。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答： ○

2025年1月から一部の手続で電子申請が義務化されている。

要点：電子申請

Q080

電子申請

○ ×

労働安全衛生関係の手続は、すべて紙の提出しか認められていない。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答： ×

2025年1月から一部の手続で電子申請が義務化されている。

要点：電子申請

Q081

一般健康診断

○ ×

事業者は、常時使用する労働者に対し、雇入れ時の健康診断を行う必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

雇入れ時健康診断は、労働者の健康状態を把握するために行われる。

要点：一般健康診断

Q082

一般健康診断

○ ×

雇入れ時健康診断は、常時使用する労働者にも一切不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

雇入れ時健康診断は、労働者の健康状態を把握するために行われる。

要点：一般健康診断

Q083

一般健康診断

○ ×

定期健康診断は、原則として1年以内ごとに1回行う必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

常時使用する労働者には定期的な健康診断が必要である。

要点：一般健康診断

Q084

一般健康診断

○ ×

定期健康診断は、10年に1回実施すれば足りる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

常時使用する労働者には定期的な健康診断が必要である。

要点：一般健康診断

Q085

特定業務従事者健康診断

○ ×

深夜業など特定の業務に常時従事する労働者には、配置替え時や定期の健康診断が必要となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

特定業務従事者には、通常より短い間隔で健康診断が必要となる場合がある。

要点：特定業務従事者健康診断

Q086

特定業務従事者健康診断

○ ×

深夜業に常時従事する労働者について、健康診断上の特別な配慮は一切不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

特定業務従事者には、通常より短い間隔で健康診断が必要となる場合がある。

要点：特定業務従事者健康診断

Q087

健康診断項目

○ ×

一般健康診断では、既往歴や業務歴の調査が含まれる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

一般健康診断には、既往歴、業務歴、診察など所定項目が含まれる。

要点：健康診断項目

Q088

健康診断項目

○ ×

一般健康診断は、本人アンケートだけで医師による診察は不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

一般健康診断には、既往歴、業務歴、診察など所定項目が含まれる。

要点：健康診断項目

Q089

健康診断項目

○ ×

一般健康診断では、身長、体重、視力、聴力などが検査項目となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

一般健康診断には身体計測、視力・聴力などの項目がある。

要点：健康診断項目

Q090

健康診断項目

○ ×

健康診断の検査項目は、法令上まったく定められていない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

一般健康診断には身体計測、視力・聴力などの項目がある。

要点：健康診断項目

Q091

健康診断結果

○ ×

事業者は、健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

健康診断結果は個人票として記録し、保存する必要がある。

要点：健康診断結果

Q092

健康診断結果

○ ×

健康診断個人票は、作成したら直ちに廃棄してよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

健康診断結果は個人票として記録し、保存する必要がある。

要点：健康診断結果

Q093

健康診断結果

○ ×

一般健康診断の個人票は、原則として5年間保存する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

一般健康診断個人票は、一定期間保存する必要がある。

要点：健康診断結果

Q094

健康診断結果

○ ×

一般健康診断の個人票には、保存義務が一切ない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

一般健康診断個人票は、一定期間保存する必要がある。

要点：健康診断結果

Q095

健康診断結果

○ ×

事業者は、健康診断を受けた労働者に対し、その結果を通知する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

健康診断結果は労働者本人に通知する必要がある。

要点：健康診断結果

Q096

健康診断結果

○ ×

健康診断の結果は、労働者本人に一切知らせてはならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

健康診断結果は労働者本人に通知する必要がある。

要点：健康診断結果

Q097

医師の意見聴取

○ ×

健康診断で異常所見がある労働者については、必要に応じて医師の意見を聴く必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

異常所見者について、就業上の措置に関する医師の意見を聴く。

要点：医師の意見聴取

Q098

医師の意見聴取

○ ×

健康診断で異常所見があっても、医師の意見を聴く必要は一切ない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

異常所見者について、就業上の措置に関する医師の意見を聴く。

要点：医師の意見聴取

Q099

事後措置

○ ×

健康診断結果に基づき、必要に応じて就業場所の変更や作業転換などの措置を講じることがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

健康状態に応じて作業転換、労働時間短縮などが検討される。

要点：事後措置

Q100

事後措置

○ ×

健康診断の事後措置で、労働時間の短縮が検討されることはない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

健康状態に応じて作業転換、労働時間短縮などが検討される。

要点：事後措置

Q101

保健指導

○ ×

健康診断結果に基づき、必要な労働者に保健指導を行うことがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

保健指導は、健康診断後の健康管理の一つである。

要点：保健指導

Q102

保健指導

○ ×

保健指導は、労働安全衛生法令上の健康管理と無関係である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

保健指導は、健康診断後の健康管理の一つである。

要点：保健指導

Q103

特殊健康診断

○ ×

有害業務に従事する労働者には、業務の種類に応じて特殊健康診断が必要となることがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

特殊健康診断の項目は、有害因子の種類により異なる。

要点：特殊健康診断

Q104

特殊健康診断

○ ×

特殊健康診断は、有害業務の種類に関係なく検査項目がすべて同じである。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

特殊健康診断の項目は、有害因子の種類により異なる。

要点：特殊健康診断

Q105

特殊健康診断

○ ×

有機溶剤業務では、有機溶剤中毒予防規則に基づく健康診断が必要となる場合がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

有機溶剤業務には、特殊健康診断などの規定がある。

要点：特殊健康診断

Q106

特殊健康診断

○ ×

有機溶剤を取り扱う業務では、健康診断に関する法令は存在しない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

有機溶剤業務には、特殊健康診断などの規定がある。

要点：特殊健康診断

Q107

特殊健康診断

○ ×

鉛業務では、鉛中毒予防規則に基づく健康診断が必要となる場合がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

鉛業務には、特殊健康診断などの管理が必要となる。

要点：特殊健康診断

Q108

特殊健康診断

○ ×

鉛業務では、作業環境や健康状態の確認は法令上まったく不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

鉛業務には、特殊健康診断などの管理が必要となる。

要点：特殊健康診断

Q109

特殊健康診断

○ ×

特定化学物質を取り扱う業務では、物質や作業に応じた特殊健康診断が必要となる場合がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

特定化学物質業務では特殊健康診断が必要となる場合がある。

要点：特殊健康診断

Q110

特殊健康診断

○ ×

特定化学物質を取り扱う業務でも、一般健康診断だけで常に十分である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

特定化学物質業務では特殊健康診断が必要となる場合がある。

要点：特殊健康診断

Q111

じん肺健康診断

○ ×

粉じん作業に従事する労働者については、じん肺法に基づく健康診断が関係する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

じん肺健康診断は、粉じん作業に係る健康管理のために行われる。

要点：じん肺健康診断

Q112

じん肺健康診断

○ ×

じん肺健康診断は、粉じん作業とは無関係にすべての労働者へ毎月行う健康診断である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

じん肺健康診断は、粉じん作業に係る健康管理のために行われる。

要点：じん肺健康診断

Q113

歯科健康診断

○ ×

有害な業務に係る歯科健康診断が必要となる業務がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

酸など歯に影響を及ぼす有害業務では、歯科健康診断が定められている。

要点：歯科健康診断

Q114

歯科健康診断

○ ×

有害業務で歯科健康診断が問題となることは一切ない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

酸など歯に影響を及ぼす有害業務では、歯科健康診断が定められている。

要点：歯科健康診断

Q115

健康情報

○ ×

健康診断結果などの健康情報は、個人情報として適切に取り扱う必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

健康情報は機微な情報であり、プライバシー保護が必要である。

要点：健康情報

Q116

健康情報

○ ×

健康診断結果は、職場内で誰でも自由に閲覧できるよう掲示してよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

健康情報は機微な情報であり、プライバシー保護が必要である。

要点：健康情報

Q117

受診義務

○ ×

労働者は、事業者が行う法定健康診断を受ける必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

労働者にも健康診断を受診する義務がある。

要点：受診義務

Q118

受診義務

○ ×

労働者は、法定健康診断について正当な理由がなくても常に拒否できる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

労働者にも健康診断を受診する義務がある。

要点：受診義務

Q119

健康管理

○ ×

健康診断は、実施して終わりではなく、結果に基づく措置につなげることが重要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

健康診断は、医師の意見聴取や就業上の措置に活用する。

要点：健康管理

Q120

健康管理

○ ×

健康診断は、受診者数を記録するだけで健康管理には活用しなくてよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

健康診断は、医師の意見聴取や就業上の措置に活用する。

要点：健康管理

Q121

面接指導

○ ×

健康診断や面接指導で得た健康情報は、適切に管理する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

健康情報はプライバシーに配慮して取り扱う。

要点：面接指導

Q122

面接指導

○ ×

面接指導で知った健康情報は、職場全員に公開してよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

健康情報はプライバシーに配慮して取り扱う。

要点：面接指導

Q123

就業上の措置

○ ×

就業上の措置には、作業転換、労働時間短縮、深夜業制限などが含まれることがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

医師の意見を踏まえ、必要に応じて就業上の措置を講じる。

要点：就業上の措置

Q124

就業上の措置

○ ×

医師の意見を聞いた後でも、事業者は就業上の措置を検討してはならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

医師の意見を踏まえ、必要に応じて就業上の措置を講じる。

要点：就業上の措置

Q125

ストレスチェック

○ ×

ストレスチェックは、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

ストレスチェックは、メンタルヘルス不調の未然防止を目的とする。

要点：ストレスチェック

Q126

ストレスチェック

○ ×

ストレスチェックは、労働者の能力評価や人事査定を目的として行う制度である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

ストレスチェックは、メンタルヘルス不調の未然防止を目的とする。

要点：ストレスチェック

Q127

ストレスチェック

○ ×

ストレスチェック制度は、労働者自身のストレスへの気づきを促す目的を持つ。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

労働者の気づきと職場環境改善が制度の目的である。

要点：ストレスチェック

Q128

ストレスチェック

○ ×

ストレスチェックは、会社が労働者を不利益に扱うための制度である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

労働者の気づきと職場環境改善が制度の目的である。

要点：ストレスチェック

Q129

ストレスチェック

○ ×

常時50人以上の労働者を使用する事業場では、ストレスチェックの実施が義務付けられている。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

一定規模以上の事業場ではストレスチェック実施義務がある。

要点：ストレスチェック

Q130

ストレスチェック

○ ×

常時50人以上の事業場でも、ストレスチェックは完全な任意制度である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

一定規模以上の事業場ではストレスチェック実施義務がある。

要点：ストレスチェック

Q131

ストレスチェック

○ ×

2026年時点では、労働者数50人未満の事業場はストレスチェックについて経過措置がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

50人未満への義務化は令和10年4月1日施行である。

要点：ストレスチェック

Q132

ストレスチェック

○ ×

2026年時点ですでに、労働者数50人未満のすべての事業場にストレスチェックが完全義務化されている。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

50人未満への義務化は令和10年4月1日施行である。

要点：ストレスチェック

Q133

ストレスチェック

○ ×

ストレスチェックの結果は、原則として本人に直接通知される。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

個人結果の取扱いでは本人同意とプライバシー保護が重要である。

要点：ストレスチェック

Q134

ストレスチェック

○ ×

ストレスチェックの個人結果は、本人の同意なく当然に事業者へ提供してよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

個人結果の取扱いでは本人同意とプライバシー保護が重要である。

要点：ストレスチェック

Q135

ストレスチェック

○ ×

高ストレス者が申し出た場合、医師による面接指導につなげる制度がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

申出があった場合、医師による面接指導を実施する。

要点：ストレスチェック

Q136

ストレスチェック

○ ×

高ストレス者から面接指導の申出があっても、事業者は一切対応してはならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

申出があった場合、医師による面接指導を実施する。

要点：ストレスチェック

Q137

ストレスチェック

○ ×

面接指導の結果に基づき、必要に応じて就業上の措置を検討することができる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

医師の意見を踏まえ、必要な就業上の措置を検討する。

要点：ストレスチェック

Q138

ストレスチェック

○ ×

ストレスチェック後の面接指導結果は、就業上の措置に一切活用してはならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

医師の意見を踏まえ、必要な就業上の措置を検討する。

要点：ストレスチェック

Q139

ストレスチェック

○ ×

ストレスチェックの集団分析は、職場環境改善に活用されることがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

集団分析は職場環境改善に活用する。

要点：ストレスチェック

Q140

ストレスチェック

○ ×

集団分析は、個人を特定して不利益に扱うために行うものである。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

集団分析は職場環境改善に活用する。

要点：ストレスチェック

Q141

メンタルヘルス

○ ×

メンタルヘルス対策では、一次予防、二次予防、三次予防の考え方が用いられる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

メンタルヘルス対策には未然防止、早期対応、職場復帰支援が含まれる。

要点：メンタルヘルス

Q142

メンタルヘルス

○ ×

メンタルヘルス対策は、休職者が出た後の復職手続きだけを意味する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

メンタルヘルス対策には未然防止、早期対応、職場復帰支援が含まれる。

要点：メンタルヘルス

Q143

長時間労働

○ ×

長時間労働者に対して、医師による面接指導が必要となる場合がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

長時間労働による健康障害を防ぐため、面接指導が行われる。

要点：長時間労働

Q144

長時間労働

○ ×

長時間労働者への面接指導は、労働者を処罰するために行う制度である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

長時間労働による健康障害を防ぐため、面接指導が行われる。

要点：長時間労働

Q145

長時間労働

○ ×

長時間労働者への面接指導では、労働時間や睡眠、疲労の状況を確認することがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

面接指導では、疲労、睡眠、心身の状態を確認する。

要点：長時間労働

Q146

長時間労働

○ ×

長時間労働者への面接指導では、疲労や睡眠の状況を確認してはならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

面接指導では、疲労、睡眠、心身の状態を確認する。

要点：長時間労働

Q147

長時間労働

○ ×

面接指導の結果に基づき、必要に応じて労働時間の短縮などの措置を講じることがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

過重労働対策では、労働時間の把握と健康状態の確認が重要である。

要点：長時間労働

Q148

長時間労働

○ ×

長時間労働対策では、本人が元気そうに見えれば労働時間の把握は不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

過重労働対策では、労働時間の把握と健康状態の確認が重要である。

要点：長時間労働

Q149

不利益取扱い

○ ×

ストレスチェック結果や面接指導の申出を理由とする不利益取扱いは問題となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

ストレスチェック制度では、不利益取扱い防止が重視される。

要点：不利益取扱い

Q150

不利益取扱い

○ ×

ストレスチェックの結果を理由に、労働者を不利益に扱うことは常に推奨される。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

ストレスチェック制度では、不利益取扱い防止が重視される。

要点：不利益取扱い

Q151

職場復帰支援

○ ×

メンタルヘルス不調による休業後の職場復帰では、段階的な復帰や業務負荷の調整が必要となることがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

職場復帰支援では、再発防止と円滑な復帰への配慮が重要である。

要点：職場復帰支援

Q152

職場復帰支援

○ ×

休業後の職場復帰では、健康状態に関係なく直ちに最大負荷で働かせなければならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

職場復帰支援では、再発防止と円滑な復帰への配慮が重要である。

要点：職場復帰支援

Q153

産業医面談

○ ×

産業医面談では、本人の健康情報に配慮しながら、必要な就業上の判断につなげる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

健康情報は必要な範囲で適切に管理する。

要点：産業医面談

Q154

産業医面談

○ ×

産業医面談で得た情報は、目的を問わず自由に公開してよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

健康情報は必要な範囲で適切に管理する。

要点：産業医面談

Q155

健康保持増進

○ ×

事業場の健康保持増進対策では、運動、栄養、休養、メンタルヘルスなどを総合的に考える。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

健康保持増進は、すべての労働者の健康維持・増進に係る。

要点：健康保持増進

Q156

健康保持増進

○ ×

健康保持増進対策は、疾病者だけを対象に行えばよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

健康保持増進は、すべての労働者の健康維持・増進に関係する。

要点：健康保持増進

Q157

受動喫煙

○ ×

事業者は、職場における受動喫煙を防止するため必要な措置を講じるよう努める必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

受動喫煙防止は、職場の健康確保に関係する。

要点：受動喫煙

Q158

受動喫煙

○ ×

受動喫煙対策は、非喫煙者の健康保護とは無関係である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

受動喫煙防止は、職場の健康確保に関係する。

要点：受動喫煙

Q159

母性健康管理

○ ×

母性健康管理では、妊娠中および出産後の女性労働者の健康状態に応じた措置が問題となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

妊産婦には、健康保護に関する法令上の配慮がある。

要点：母性健康管理

Q160

母性健康管理

○ ×

妊娠中の労働者に対する健康管理上の配慮は、法令上まったく存在しない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

妊産婦には、健康保護に関する法令上の配慮がある。

要点：母性健康管理

Q161

作業環境測定

○ ×

有害な業務を行う一定の作業場では、作業環境測定が必要となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

作業環境測定は、作業場の有害因子の状態を把握するためを行う。

要点：作業環境測定

Q162

作業環境測定

○ ×

作業環境測定は、労働者の病名を確定するための医療行為である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

作業環境測定は、作業場の有害因子の状態を把握するためを行う。

要点：作業環境測定

Q163

作業環境測定

○ ×

作業環境測定の結果は、作業環境の改善に活用する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

測定結果に基づき、設備や作業方法の見直しを行う。

要点：作業環境測定

Q164

作業環境測定

○ ×

作業環境測定は、結果を改善に使わず保管だけすれば十分である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

測定結果に基づき、設備や作業方法の見直しを行う。

要点：作業環境測定

Q165

作業環境測定

○ ×

作業環境測定を行うべき作業場には、有機溶剤、粉じん、特定化学物質などに関係するものがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

作業環境測定の対象は、有害因子や作業場の種類により定められる。

要点：作業環境測定

Q166

作業環境測定

○ ×

作業環境測定の対象は、事務室の机の数だけで決まる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

作業環境測定の対象は、有害因子や作業場の種類により定められる。

要点：作業環境測定

Q167

作業環境測定士

○ ×

一定の作業環境測定は、作業環境測定士などの有資格者が関与する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

法令で定められた測定には、資格者の関与や定められた方法が必要となる。

要点：作業環境測定士

Q168

作業環境測定士

○ ×

作業環境測定は、測定方法を知らない者が自由な方法で行っても常に有効である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

法令で定められた測定には、資格者の関与や定められた方法が必要となる。

要点：作業環境測定士

Q169

管理区分

○ ×

作業環境測定の評価では、管理区分により作業環境の状態を判断する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

管理区分は、作業環境改善の必要性を判断する目安となる。

要点：管理区分

Q170

管理区分

○ ×

作業環境測定の評価では、結果がどのような値でも改善の必要性を判断しない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

管理区分は、作業環境改善の必要性を判断する目安となる。

要点：管理区分

Q171

有機溶剤中毒予防規則

○ ×

有機溶剤業務には、有機溶剤中毒予防規則に基づく管理が必要となる場合がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

有機溶剤による中毒を防ぐための規則である。

要点：有機溶剤中毒予防規則

Q172

有機溶剤中毒予防規則

○ ×

有機溶剤中毒予防規則は、有機溶剤を扱う作業とは無関係である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

有機溶剤による中毒を防ぐための規則である。

要点：有機溶剤中毒予防規則

Q173

有機溶剤作業主任者

○ ×

一定の有機溶剤業務では、有機溶剤作業主任者の選任が必要となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

作業主任者には、技能講習修了などの要件がある。

要点：有機溶剤作業主任者

Q174

有機溶剤作業主任者

○ ×

有機溶剤作業主任者は、誰でも無資格で選任できる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

作業主任者には、技能講習修了などの要件がある。

要点：有機溶剤作業主任者

Q175

有機溶剤

○ ×

有機溶剤業務では、蒸気の発散を抑えるため、密閉設備や局所排気装置などが必要となる場合がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

有機溶剤蒸気によるばく露防止には、設備面の措置が重要である。

要点：有機溶剤

Q176

有機溶剤

○ ×

有機溶剤を扱う屋内作業では、換気や発散防止措置を検討する必要がない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

有機溶剤蒸気によるばく露防止には、設備面の措置が重要である。

要点：有機溶剤

Q177

特定化学物質障害予防規則

○ ×

特定化学物質を取り扱う業務には、特定化学物質障害予防規則が関係する場合がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

特定化学物質による健康障害を防ぐための規則である。

要点：特定化学物質障害予防規則

Q178

特定化学物質障害予防規則

○ ×

特定化学物質障害予防規則は、健康障害防止とは無関係の会計規則である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

特定化学物質による健康障害を防ぐための規則である。

要点：特定化学物質障害予防規則

Q179

特定化学物質作業主任者

○ ×

一定の特定化学物質を取り扱う作業では、作業主任者の選任が必要となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

作業主任者には、法令で定める資格要件がある。

要点：特定化学物質作業主任者

Q180

特定化学物質作業主任者

○ ×

特定化学物質作業主任者は、誰でも無資格で選任できる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

作業主任者には、法令で定める資格要件がある。

要点：特定化学物質作業主任者

Q181

鉛中毒予防規則

○ ×

鉛業務には、鉛中毒予防規則に基づく管理が必要となる場合がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

鉛による健康障害を防ぐための規則である。

要点：鉛中毒予防規則

Q182

鉛中毒予防規則

○ ×

鉛中毒予防規則は、鉛作業における健康障害防止とは関係しない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

鉛による健康障害を防ぐための規則である。

要点：鉛中毒予防規則

Q183

四アルキル鉛

○ ×

四アルキル鉛等業務には、特別な中毒予防の規制が関係する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

四アルキル鉛等には中毒予防のための規制がある。

要点：四アルキル鉛

Q184

四アルキル鉛

○ ×

四アルキル鉛は、法令上まったく有害物として扱われていない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

四アルキル鉛等には中毒予防のための規制がある。

要点：四アルキル鉛

Q185

粉じん障害防止規則

○ ×

粉じん作業には、粉じん障害防止規則に基づく管理が必要となる場合がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

粉じんによる健康障害を防ぐための規則である。

要点：粉じん障害防止規則

Q186

粉じん障害防止規則

○ ×

粉じん障害防止規則は、粉じん作業における健康障害防止とは無関係である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

粉じんによる健康障害を防ぐための規則である。

要点：粉じん障害防止規則

Q187

石綿障害予防規則

○ ×

石綿を取り扱う作業には、石綿障害予防規則に基づく措置が関係する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

石綿による健康障害を防ぐため、特別な規制がある。

要点：石綿障害予防規則

Q188

石綿障害予防規則

○ ×

石綿は健康障害を起こさないため、法令上の特別な規制はない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

石綿による健康障害を防ぐため、特別な規制がある。

要点：石綿障害予防規則

Q189

酸素欠乏症等防止規則

○ ×

酸素欠乏危険作業には、酸素欠乏症等防止規則が関係する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

酸素欠乏や硫化水素中毒を防ぐため、測定・換気などが重要である。

要点：酸素欠乏症等防止規則

Q190

酸素欠乏症等防止規則

○ ×

酸素欠乏危険場所では、換気を行えば測定を一切省略できる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

酸素欠乏や硫化水素中毒を防ぐため、測定・換気などが重要である。

要点：酸素欠乏症等防止規則

Q191

酸素欠乏作業主任者

○ ×

一定の酸素欠乏危険作業では、酸素欠乏危険作業主任者の選任が必要となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

一定の酸素欠乏危険作業では作業主任者の選任が必要である。

要点：酸素欠乏作業主任者

Q192

酸素欠乏作業主任者

○ ×

酸素欠乏危険作業では、作業主任者を置く制度は一切ない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

一定の酸素欠乏危険作業では作業主任者の選任が必要である。

要点：酸素欠乏作業主任者

Q193

高気圧作業安全衛生規則

○ ×

高気圧作業には、高気圧作業安全衛生規則に基づく管理が関係する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

高気圧作業では、減圧症などの予防が重要である。

要点：高気圧作業安全衛生規則

Q194

高気圧作業安全衛生規則

○ ×

高気圧作業では、減圧に関する健康障害の予防は不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

高気圧作業では、減圧症などの予防が重要である。

要点：高気圧作業安全衛生規則

Q195

電離放射線障害防止規則

○ ×

電離放射線業務には、電離放射線障害防止規則に基づく管理が関係する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

電離放射線業務では、被ばく線量管理が重要である。

要点：電離放射線障害防止規則

Q196

電離放射線障害防止規則

○ ×

電離放射線業務では、被ばく線量の管理は法令上問題とならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

電離放射線業務では、被ばく線量管理が重要である。

要点：電離放射線障害防止規則

Q197

作業主任者

○ ×

作業主任者は、一定の危険有害作業で作業方法の決定や労働者の指揮などを行う。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

作業主任者は、危険有害作業で作業を管理する役割を持つ。

要点：作業主任者

Q198

作業主任者

○ ×

作業主任者は、名称だけ掲示すれば実際に作業管理を行う必要はない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

作業主任者は、危険有害作業で作業を管理する役割を持つ。

要点：作業主任者

Q199

掲示

○ ×

作業主任者を選任した場合、関係労働者に氏名や職務を周知する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

作業主任者の氏名や職務を労働者に周知する必要がある。

要点：掲示

Q200

掲示

○ ×

作業主任者を選任しても、労働者に誰が作業主任者か知らせる必要はない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

作業主任者の氏名や職務を労働者に周知する必要がある。

要点：掲示

Q201

化学物質管理

○ ×

化学物質管理では、危険性と有害性の両方を把握することが重要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

化学物質には危険性と有害性の両面がある。

要点：化学物質管理

Q202

化学物質管理

○ ×

化学物質の管理では、火災危険だけを見ればよく健康影響は考えなくてよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

化学物質には危険性と有害性の両面がある。

要点：化学物質管理

Q203

化学物質リスクアセスメント

○ ×

一定の化学物質を取り扱う場合、リスクアセスメントの実施が必要となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

危険有害性、ばく露、使用条件を踏まえて対策を検討する。

要点：化学物質リスクアセスメント

Q204

化学物質リスクアセスメント

○ ×

化学物質リスクアセスメントは、物質名を暗記するだけで完了する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

危険有害性、ばく露、使用条件を踏まえて対策を検討する。

要点：化学物質リスクアセスメント

Q205

化学物質リスクアセスメント

○ ×

化学物質のリスクは、有害性の強さだけでなく、ばく露量や作業条件にも左右される。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

リスクは有害性とばく露の組合せで考える。

要点：化学物質リスクアセスメント

Q206

化学物質リスクアセスメント

○ ×

有害性がある物質でも、ばく露の程度はリスク評価に関係しない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

リスクは有害性とばく露の組合せで考える。

要点：化学物質リスクアセスメント

Q207

SDS

○ ×

安全データシートは、化学物質の危険有害性や取扱い上の注意を確認する資料である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

SDSには危険有害性、応急措置、ばく露防止などが記載される。

要点：SDS

Q208

SDS

○ ×

安全データシートには、化学物質の名称だけが記載され、危険有害性は記載されない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

SDSには危険有害性、応急措置、ばく露防止などが記載される。

要点：SDS

Q209

SDS

○ ×

化学物質を譲渡・提供する場合、法令に基づきSDS交付が必要となる物質がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

SDSは危険有害性情報の伝達や教育に活用される。

要点：SDS

Q210

SDS

○ ×

SDSは、現場での教育やリスクアセスメントには一切使えない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

SDSは危険有害性情報の伝達や教育に活用される。

要点：SDS

Q211

ラベル表示

○ ×

化学物質の容器には、内容物や危険有害性が分かる表示が重要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

誤使用やばく露を防ぐため容器表示が重要である。

要点：ラベル表示

Q212

ラベル表示

○ ×

化学物質を小分けした容器には、中身が分からない方が安全である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

誤使用やばく露を防ぐため容器表示が重要である。

要点：ラベル表示

Q213

GHS

○ ×

GHSに基づく絵表示は、化学物質の危険有害性を分かりやすく伝えるために用いられる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

GHS表示は、危険有害性を伝えるための表示である。

要点：GHS

Q214

GHS

○ ×

GHSの絵表示は、商品のデザイン性だけを高めるための装飾である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

GHS表示は、危険有害性を伝えるための表示である。

要点：GHS

Q215

代替化

○ ×

化学物質のリスク低減では、可能であれば有害性の低い物質への代替を検討する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

代替化は、発生源からリスクを下げる方法の一つである。

要点：代替化

Q216

代替化

○ ×

化学物質のリスク低減では、保護具だけ使えば代替化や密閉化を検討する必要はない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

代替化は、発生源からリスクを下げる方法の一つである。

要点：代替化

Q217

局所排気装置

○ ×

局所排気装置は、有害物が作業場に拡散する前に捕集するための設備である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

局所排気装置は、有害物の発生源付近で捕集する設備である。

要点：局所排気装置

Q218

局所排気装置

○ ×

局所排気装置は、有害物を作業者の顔の前に集めるための設備である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

局所排気装置は、有害物の発生源付近で捕集する設備である。

要点：局所排気装置

Q219

局所排気装置

○ ×

局所排気装置には、定期自主検査が必要となるものがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

局所排気装置は性能維持のため点検や保守が重要である。

要点：局所排気装置

Q220

局所排気装置

○ ×

局所排気装置は、一度設置すれば点検や保守は一切不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

局所排気装置は性能維持のため点検や保守が重要である。

要点：局所排気装置

Q221

飲食喫煙

○ ×

有害物を取り扱う作業場では、飲食や喫煙による経口摂取にも注意が必要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

汚染された手指や物品から有害物を体内に取り込むことがある。

要点：飲食喫煙

Q222

飲食喫煙

○ ×

有害物を扱う作業場では、作業中に飲食すれば有害物を体外へ排出できる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

汚染された手指や物品から有害物を体内に取り込むことがある。

要点：飲食喫煙

Q223

更衣・洗身設備

○ ×

有害物による汚染を家庭へ持ち帰らないため、作業衣の管理や更衣が重要となることがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

作業衣の汚染管理は、二次ばく露防止にも関係する。

要点：更衣・洗身設備

Q224

更衣・洗身設備

○ ×

有害物で汚染された作業衣は、家庭へ持ち帰るほど安全である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

作業衣の汚染管理は、二次ばく露防止にも関係する。

要点：更衣・洗身設備

Q225

保護具

○ ×

保護具は、作業内容や有害因子に応じて適切な種類を選定する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

保護具は、有害因子や作業条件に合わせて選ぶ必要がある。

要点：保護具

Q226

保護具

○ ×

どのような有害因子でも、同じ軍手を着用すれば十分な保護具となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

保護具は、有害因子や作業条件に合わせて選ぶ必要がある。

要点：保護具

Q227

呼吸用保護具

○ ×

呼吸用保護具は、対象となる粉じんやガスに応じて選定する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

防じんマスクは酸素を供給しない。

要点：呼吸用保護具

Q228

呼吸用保護具

○ ×

防じんマスクは、酸素欠乏場所で酸素を供給できる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

防じんマスクは酸素を供給しない。

要点：呼吸用保護具

Q229

防毒マスク

○ ×

防毒マスクの吸収缶は、対象ガスに適合した種類を選ぶ必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

吸収缶は対象ガスに適合したものを選ぶ必要がある。

要点：防毒マスク

Q230

防毒マスク

○ ×

防毒マスクの吸収缶は、どのガスにも共通で使用できる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

吸収缶は対象ガスに適合したものを選ぶ必要がある。

要点：防毒マスク

Q231

保護手袋

○ ×

化学防護手袋は、対象化学物質に耐える材質を選定する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

手袋の材質により耐透過性や耐薬品性が異なる。

要点：保護手袋

Q232

保護手袋

○ ×

化学物質用の保護手袋は、材質に関係なくすべて同じ性能である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

手袋の材質により耐透過性や耐薬品性が異なる。

要点：保護手袋

Q233

保護眼鏡

○ ×

薬液の飛散がある作業では、保護眼鏡やフェイスシールドが必要となることがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

薬液飛散のおそれがある場合は、眼・顔面保護具を使用する。

要点：保護眼鏡

Q234

保護眼鏡

○ ×

薬液が眼に入るおそれがある作業でも、保護眼鏡は絶対に使用してはならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

薬液飛散のおそれがある場合は、眼・顔面保護具を使用する。

要点：保護眼鏡

Q235

保護具管理

○ ×

保護具は、使用前の点検、清掃、適切な保管が重要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

破損、汚れ、劣化があると保護性能が低下する。

要点：保護具管理

Q236

保護具管理

○ ×

保護具は、汚染や破損があっても性能に影響しないため点検不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

破損、汚れ、劣化があると保護性能が低下する。

要点：保護具管理

Q237

フィット

○ ×

呼吸用保護具は、顔面との密着が不十分だと防護効果が低下する。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

密着不良は漏れ込みの原因となる。

要点：フィット

Q238

フィット

○ ×

呼吸用保護具は、顔面とのすき間が大きいほど防護効果が高い。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

密着不良は漏れ込みの原因となる。

要点：フィット

Q239

標識

○ ×

危険有害な場所や設備では、必要に応じて標識や掲示により注意喚起を行う。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

標識や掲示は危険有害性を知らせるために用いられる。

要点：標識

Q240

標識

○ ×

危険有害な場所では、標識を隠した方が作業者の注意力が高まる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

標識や掲示は危険有害性を知らせるために用いられる。

要点：標識

Q241

立入禁止

○ ×

関係者以外の立入りを制限すべき場所では、立入禁止などの措置を講じることがある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

不用意な立入りを防ぐため、立入制限が行われる。

要点：立入禁止

Q242

立入禁止

○ ×

有害な場所でも、誰でも自由に出入りできるようにすることが望ましい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

不用意な立入りを防ぐため、立入制限が行われる。

要点：立入禁止

Q243

清掃

○ ×

作業場の清掃や整理整頓は、安全衛生管理上重要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

清掃・整理整頓は、転倒防止や衛生状態の維持に役立つ。

要点：清掃

Q244

清掃

○ ×

作業場の清掃は、安全衛生管理とは無関係である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

清掃・整理整頓は、転倒防止や衛生状態の維持に役立つ。

要点：清掃

Q245

救急用具

○ ×

事業場には、負傷者の手当に必要な救急用具を備えることが求められる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

負傷者の手当に備え、必要な救急用具を備える必要がある。

要点：救急用具

Q246

救急用具

○ ×

救急用具は、事業場に備えておく必要が一切ない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

負傷者の手当に備え、必要な救急用具を備える必要がある。

要点：救急用具

Q247

救急対応

○ ×

応急処置では、救助者自身の安全を確保することも重要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

二次災害防止のため、救助者の安全確保が重要である。

要点：救急対応

Q248

救急対応

○ ×

有害ガスが疑われる場所では、救助者は何も確認せず直ちに単独で入るべきである。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

二次災害防止のため、救助者の安全確保が重要である。

要点：救急対応

Q249

事務所衛生基準

○ ×

事務所の衛生基準には、気積、換気、照明、便所、清潔保持などに関する事項がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

事務所衛生基準規則では、事務所の衛生基準が定められている。

要点：事務所衛生基準

Q250

事務所衛生基準

○ ×

事務所衛生基準は、事務所の空気環境や照明とは無関係である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

事務所衛生基準規則では、事務所の衛生基準が定められている。

要点：事務所衛生基準

Q251

気積

○ ×

労働者を常時就業させる室では、労働者1人あたりの気積について基準がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

空気環境確保のため、気積に関する基準がある。

要点：気積

Q252

気積

○ ×

労働者を常時就業させる室では、どれだけ狭くても気積に関する基準はない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

空気環境確保のため、気積に関する基準がある。

要点：気積

Q253

換気

○ ×

室内の二酸化炭素濃度は、換気状態を判断する目安として用いられる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

二酸化炭素濃度は、室内換気の目安として用いられる。

要点：換気

Q254

換気

○ ×

換気状態の確認に二酸化炭素濃度が用いられることはない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

二酸化炭素濃度は、室内換気の目安として用いられる。

要点：換気

Q255

一酸化炭素

○ ×

事務所や作業場では、一酸化炭素濃度が高くなならないよう換気などに注意する必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

一酸化炭素は無色無臭で危険なため、空気環境管理上重要である。

要点：一酸化炭素

Q256

一酸化炭素

○ ×

一酸化炭素は強い臭いがあるため、空気環境管理では問題にならない。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：×

一酸化炭素は無色無臭で危険なため、空気環境管理上重要である。

要点：一酸化炭素

Q257

照明

○ ×

作業面の照度は、作業の種類に応じて適切に確保する必要がある。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：○

作業内容に応じて適切な照度を確保する必要がある。

要点：照明

Q258

照明

○ ×

作業場所の照明は、暗ければ暗いほど衛生上望ましい。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：×

作業内容に応じて適切な照度を確保する必要がある。

要点：照明

Q259

便所・清潔

○ ×

事業者は、便所、洗面設備、休憩設備などを清潔に保つ必要がある。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：○

衛生設備の清潔保持は、労働者の健康保持に関係する。

要点：便所・清潔

Q260

便所・清潔

○ ×

便所や洗面設備の清潔保持は、職場衛生とは無関係である。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：×

衛生設備の清潔保持は、労働者の健康保持に関係する。

要点：便所・清潔

Q261

労働基準法

○ ×

労働基準法は、労働条件の最低基準を定める法律である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

労働基準法は労働条件の最低基準を定める。

要点：労働基準法

Q262

労働基準法

○ ×

労働基準法で定める基準を下回る労働条件を、労使の合意だけで常に有効にできる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

労働基準法は労働条件の最低基準を定める。

要点：労働基準法

Q263

労働時間

○ ×

労働基準法では、原則として1日8時間、1週40時間を超えて労働させてはならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

法定労働時間の基本は、1日8時間、1週40時間である。

要点：労働時間

Q264

労働時間

○ ×

法定労働時間は、原則として1日16時間、1週80時間である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

法定労働時間の基本は、1日8時間、1週40時間である。

要点：労働時間

Q265

休憩

○ ×

労働時間が6時間を超え8時間以下の場合、少なくとも45分の休憩を与える必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

休憩時間は労働時間の長さに応じて定められる。

要点：休憩

Q266

休憩

○ ×

労働時間が8時間を超えても、休憩は1分も与えなくてよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

休憩時間は労働時間の長さに応じて定められる。

要点：休憩

Q267

休憩

○ ×

労働時間が8時間を超える場合、少なくとも1時間の休憩を与える必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

8時間を超える労働には少なくとも1時間の休憩が必要である。

要点：休憩

Q268

休憩

○ ×

休憩時間は、原則として労働時間が終わった後だけに与えればよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

8時間を超える労働には少なくとも1時間の休憩が必要である。

要点：休憩

Q269

休日

○ ×

労働基準法では、原則として毎週少なくとも1回の休日を与える必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

休日は、原則として毎週少なくとも1回与える必要がある。

要点：休日

Q270

休日

○ ×

労働基準法上、休日は1年に1回与えれば足りる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

休日は、原則として毎週少なくとも1回与える必要がある。

要点：休日

Q271

時間外労働

○ ×

法定労働時間を超えて労働させるには、時間外労働に関する手続が必要となる。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：○

時間外・休日労働には法令上の手続と上限規制がある。

要点：時間外労働

Q272

時間外労働

○ ×

事業者は、手続なしに常に無制限の時間外労働を命じることができる。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：×

時間外・休日労働には法令上の手続と上限規制がある。

要点：時間外労働

Q273

深夜業

○ ×

深夜業とは、原則として午後10時から午前5時までの労働をいう。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：○

深夜業は原則として午後10時から午前5時までの労働である。

要点：深夜業

Q274

深夜業

○ ×

深夜業とは、午前10時から午後5時までの昼間の労働をいう。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：×

深夜業は原則として午後10時から午前5時までの労働である。

要点：深夜業

Q275

割増賃金

○ ×

時間外労働、休日労働、深夜労働には、割増賃金が関係する。

選択肢： ○ / ×

答え・解説

正答：○

時間外・休日・深夜労働には割増賃金が定められている。

要点：割増賃金

Q276

割増賃金

○ ×

深夜労働をさせても、割増賃金に関する規定は一切ない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

時間外・休日・深夜労働には割増賃金が定められている。

要点：割増賃金

Q277

年少者

○ ×

満18歳未満の年少者には、危険有害業務の就業制限がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

年少者には危険有害業務の就業制限などの保護規定がある。

要点：年少者

Q278

年少者

○ ×

満18歳未満の者は、どのような危険有害業務にも成人と同じ条件に従事させてよい。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

年少者には危険有害業務の就業制限などの保護規定がある。

要点：年少者

Q279

年少者

○ ×

満18歳未満の年少者については、原則として深夜業に就かせることが制限される。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

年少者には深夜業に関する制限がある。

要点：年少者

Q280

年少者

○ ×

年少者については、深夜業に関する制限が一切ない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

年少者には深夜業に関する制限がある。

要点：年少者

Q281

妊産婦

○ ×

妊産婦については、危険有害業務や深夜業などに関する保護規定がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

妊産婦には健康保護のための保護規定がある。

要点：妊産婦

Q282

妊産婦

○ ×

妊娠中の女性には、健康保護に関する法令上の配慮は一切ない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

妊産婦には健康保護のための保護規定がある。

要点：妊産婦

Q283

産前産後

○ ×

6週間以内に出産予定の女性が休業を請求した場合、使用者はその者を就業させてはならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

産前産後には、女性労働者の健康保護規定がある。

要点：産前産後

Q284

産前産後

○ ×

産後8週間を経過しない女性でも、本人の請求なしに常に通常どおり就業させなければならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

産前産後には、女性労働者の健康保護規定がある。

要点：産前産後

Q285

産前産後

○ ×

産後8週間を経過しない女性は、原則として就業させてはならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

産後8週間は原則就業禁止であり、例外は限定される。

要点：産前産後

Q286

産前産後

○ ×

出産直後の女性について、就業制限は一切存在しない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

産後8週間は原則就業禁止であり、例外は限定される。

要点：産前産後

Q287

軽易業務転換

○ ×

妊娠中の女性が請求した場合、他の軽易な業務に転換させる必要がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

妊娠中の女性には、請求により軽易業務転換が認められる。

要点：軽易業務転換

Q288

軽易業務転換

○ ×

妊娠中の女性が軽易な業務への転換を請求しても、使用者は一切対応してはならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

妊娠中の女性には、請求により軽易業務転換が認められる。

要点：軽易業務転換

Q289

生理休暇

○ ×

生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した場合、その者を就業させてはならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

請求があった場合、その者を就業させてはならない。

要点：生理休暇

Q290

生理休暇

○ ×

生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求しても、使用者は必ず就業させなければならない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

請求があった場合、その者を就業させてはならない。

要点：生理休暇

Q291

派遣労働者

○ ×

派遣労働者の安全衛生管理では、派遣元と派遣先の双方に役割がある。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

派遣労働では、派遣元と派遣先の連携が重要である。

要点：派遣労働者

Q292

派遣労働者

○ ×

派遣労働者については、派遣先の作業環境や作業方法に関する配慮は一切不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

派遣労働では、派遣元と派遣先の連携が重要である。

要点：派遣労働者

Q293

請負・混在作業

○ ×

複数の事業者が同じ場所で作業する場合、安全衛生上の連絡調整が重要となる。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

混在作業では、危険有害性の共有や連絡調整が重要である。

要点：請負・混在作業

Q294

請負・混在作業

○ ×

複数事業者が同じ場所で作業しても、互いの作業内容を把握する必要はない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

混在作業では、危険有害性の共有や連絡調整が重要である。

要点：請負・混在作業

Q295

行政監督

○ ×

労働基準監督署は、労働安全衛生法令の履行確保に係る行政機関である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

労働基準監督署は、労働基準・安全衛生行政に係る機関である。

要点：行政監督

Q296

行政監督

○ ×

労働基準監督署は、労働安全衛生法令とは無関係の観光行政機関である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

労働基準監督署は、労働基準・安全衛生行政に関係する機関である。

要点：行政監督

Q297

快適職場

○ ×

事業者は、快適な職場環境の形成に努めることが求められている。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

快適な職場環境の形成は、労働安全衛生法の目的にも関係する。

要点：快適職場

Q298

快適職場

○ ×

快適職場づくりは、労働安全衛生法の考え方とは一切関係しない。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

快適な職場環境の形成は、労働安全衛生法の目的にも関係する。

要点：快適職場

Q299

総合

○ ×

関係法令の学習では、対象事業場、人数要件、選任期限、報告義務を区別することが重要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：○

人数要件、期限、報告義務は関係法令で重要な論点である。

要点：総合

Q300

総合

○ ×

関係法令では、人数要件や期限はまったく出題されないため確認不要である。

選択肢：○ / ×

答え・解説

正答：×

人数要件、期限、報告義務は関係法令で重要な論点である。

要点：総合